

告 示

埼玉県告示第千三百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県中央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウエストスリー
- 三 代表者の氏名
加藤 千晶
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県桶川市大字下日出谷八百五番地の二十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・その他生活するために支援が必要な人たちに対して安心して快適な生活が送れるよう生活支援、身上監護、権利擁護、財産管理に関する事業を行い、活気あるまちづくりの推進を図る事を目的とする。